

# 高知くらしの護身術

324

## 劇場型勧誘

### 「宅配便で現金送れ」は詐欺

(2014年6月10日掲載原稿)

複数の人物が入れ代わり立ち代わり電話で勧誘する「買え買え詐欺」。その手口から「劇場型勧誘」とも言われますが、最近、公的機関をかたって個人情報の削除を持ちかけ、トラブルを仕立てた拳句、「このままでは裁判になる」「無罪になるために必要」と高額な金銭をだまし取る手口が見られます。

公的機関が個人情報の削除について電話をすることはありませんので注意が必要です。

また、実在する証券会社などの名前をかたり、投資を持ちかけるケースもあります。「封筒が送られてきた人しか購入できない」「礼金を支払うので、代わりに投資してほしい」と頼まれ、高額な立て替え金を支払ったという相談もありました。

縁もゆかりもない企業から、特定の個人に特別に連絡してくることはありません。

他にも過去に被害を受けた方に、「被害金を取り戻すことができる」と高額な弁護士費用などを要求したり、国債購入費用の名目で高額な金銭を要求したりするケースなど手口はさまざまです。

いずれも「レターパックや宅配便で現金を送れ」と指示されることが多いようです。しかし、レターパックなどで現金を送ることは、法律などで禁じられています。これは詐欺の手口なので、絶対に送ってはいけません。

不審に思われたときは、すぐに警察（全国共通短縮ダイヤル#9110）や消費生活センターに相談してください。